

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告	ページ
○建設業法による処分 (土木政策課)	1

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月17日

高知県知事 濱田 省司

- 処分をした年月日
令和2年9月17日
- 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
有限会社国沢建設
代表取締役 國澤 清二
高知市春野町弘岡中161-7
高知県知事許可（般-30）第8028号
- 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可）の取消し
- 処分の原因となった事実
有限会社国沢建設の役員は、刑法（明治40年法律第45号）第204条の傷害の罪により、罰金40万円の刑が確定している（確定日：令和元年11月28日）ことが判明した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。